

事前登録申請確認書

1 本人通知制度とは、事前に登録をした者(以下「登録者」という。)に係る住民票の写し等(注1)を第三者(注2)に交付した場合に、交付した事実について通知することにより、不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図るための制度です。なお、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。(同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象となりません。)

(注1) 住民票の写し等とは、住民票の写し(本籍の記載されているものに限る。除票を含む)、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し(除附票を含む)、戸籍謄抄本(南国市からの除籍を含む)、戸籍記載事項証明書をいいます。また、現在事項の証明については、その改製原を含みます。

(注2) 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の者(国又は地方公共団体等の機関を除く。)をいいます。本人等とは、住民票の写しについては、当該住民票に記載された者及びその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍謄抄本・戸籍の附票の写しについては、当該戸籍又は戸籍の附票に記載された者、その者の配偶者及びその者の直系尊属又は直系卑属をいいます。

2 登録等の申請の受付は、南国市役所市民課市民係で行います。ただし、本人通知制度の適用は登録日の翌日からになります。

3 代理人による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。

(1) 法定代理人が存在する場合：代理権を明らかにする書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)が必要となります。ただし、本市の戸籍により確認できる場合には不要です。

(2) 登録者が疾病その他のやむを得ない理由により自ら申請することが困難な場合：委任状が必要となります。

4 郵送による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。

(1) 登録者が疾病その他やむを得ない理由により窓口で申請することが困難な場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

(郵送での申請を行う場合は、申請書、本人であることを証明する書類の写し、代理権を明らかにする書類、確認欄に署名した「事前登録申請確認書」(この用紙)、宛名を記載し切手を貼った返信用封筒を送付してください。)

5 登録期間は、登録日の翌日から申請書により指定された期間です。登録期間満了日を経過し、かつ再登録の申請がない場合は、登録が抹消となります。登録期間満了日に関する事前連絡は行いませんので、あらかじめご了承ください。なお、再登録の申請は、登録期間満了日の1カ月前からすることができます。

※確認欄：私は、上記の内容及び南国市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱を了承の上、申請します。

署名欄 _____